



# 島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第74号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

（産 業 振 興 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第38号）

## 1 規則の概要

設備使用料の新設（別表第1関係）

その他設備器具

設 備 名		単 位	使用料	備 考
中会議室	3Dテレビセット	一式1時間につき	40円	ブルーレイレコーダーを含む。

## 2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第38号

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

「  
別表第1の4中 

簡易マイク装置	一式1時間につき	20円	
---------	----------	-----	--

 を  
」

「  

簡易マイク装置	一式1時間につき	20円	
3Dテレビセット	一式1時間につき	40円	ブルーレイレコーダーを含む。

に改める。  
」

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。